

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社geanee mobile (以下、「当社」といいます) は、G-Phoneサービス (以下、「本サービス」といいます) を、G-Phoneサービス利用規約 (以下、「本約款」といいます) に基づき、次条に定める契約者に提供します。
2. 当社が契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本約款の一部を構成するものとします。
3. 当社が当社のWEBサイトやパンフレット等で表示する、本サービスの利用上の注意事項または利用条件等も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとします。
4. 契約者は、本サービスを本約款に同意のうえ利用するものとします。

第2条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
利用契約	契約者が当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と利用契約を締結した者
料金月	1の暦月の起算日 (当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます) から次の暦月の起算日の前日までの間
移動無線装置	利用契約に基づいて、陸上 (河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます。以下、同じとします) において使用されるアンテナおよび無線送受信装置
無線基地局設備	移動無線装置との間で電波を送り、または受けるための当社と提携する電気通信事業者 (以下、「キャリア」といいます) の電気通信設備
契約者回線	利用契約に基づいて無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
SIMカード	契約者識別番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が本サービスの提供のために契約者に貸与するもの
契約者回線等	契約者回線および契約者回線に電話網またはパケット通信網を介して接続される電気通信網であって、キャリアが必要に応じ設置する電気通信設備
消費税相当額	消費税法 (昭和63年法律第108号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法 (昭和25年法律第226号) および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金および負担金算定等規則 (平成14年6月19日総務省令第64号) により算出された額に基づいて、当社が定める料金

第3条 (通知)

1. 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のWebサイトへの掲載の方法など、当社が適当と判断する方法により行います。
2. 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のWebサイトへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が発信された時点に行われたものとします。

第4条 (約款の変更等)

1. 当社は、契約者の了承を得ることなく、本約款を随時変更することがあります。なお、本約款が変更された場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の本約款を適用するものとします。
2. 改定後の本約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のWebサイト等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって合意上の専属的管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

本約款に関する準拠法は、日本法とします。

第2章 契約

第7条 (本サービスの種類)

本サービスには、料金表第一表に定める種類があります。

第8条 (契約の単位)

当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の利用契約を締結します。また、契約者は、1の利用契約につき1人に限ります。

第9条 (契約申込の方法)

1. 利用契約の申し込みをするときは、当社所定の契約申込書を当社指定の提出先に提出していただきます。ただし、Webエントリー（当社所定のWebサイトを経由して、当社が定める契約事項を当社の指定する方法に従い当社に送信することをいいます。以下同じとします。）により利用契約の申し込みをするときは、その契約事項の送信を契約申込書の提出とみなして取り扱います。
2. 当社が、前項と異なる利用契約の申込方法を定めたときは、当該申込方法に従い、利用契約を申し込むことができるものとします。
3. 利用契約の申し込みが、携帯電話番号ポータビリティ（以下「MNP」といいます。）の場合、申込者は以下に同意するものとする。
 - ① 予約番号の有効期限が7日以上残っている場合のみ申込み可能となります
 - ② MNPの対象となる電話番号以外の連絡先が必要となります
 - ③ 申込み時の住所宛に後日SIMカードを発送させていただきます。尚、当該住所以外への発送はできません。
 - ④ 申込完了した翌々日以内に回線の切り替えを行うため、SIMカードが到着するまでは、携帯電話サービスをご利用頂けなくなります。
 - ⑤ 申込完了から2日でのお客様へのSIMカードの発送となります。尚、運送状況等により到着は前後致しますので、予めご了承頂けますようお願いいたします。
 - ⑥ 発送方法は郵パックにて発送を行い、ポスト投函ではなく手渡しのみとなり、転送不可での発送となります。
 - ⑦ SIMカードが未着で当社に戻ってきた場合、再送にはお時間を頂きます。
 - ⑧ 回線の切替日からの日割で料金が発生しますので、SIMカードが到着しない期間も料金が発生致しますので、予めご了承頂けますようお願いいたします。
 - ⑨ 申込完了後はキャンセルできません
 - ⑩ SIMカードが未着の場合、3か月間は当社にて保管を行います。その後は解約処理を行います。

第10条 (契約申込の承諾)

1. 当社は、利用契約の申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申し込みの承諾を延期することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 利用契約の申し込みをした者が当社の本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
 - (2) 前条に基づき提出された決済方法登録申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、決済方法登録申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (3) 利用契約の申し込みをした者が、第23条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるときまたは本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 利用契約の申し込みをした者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第11条 (契約者識別番号)

1. 本サービスの契約者識別番号は、1の契約者回線ごとに当社が定めます。

2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービスの契約者識別番号を変更することがあります。
3. 前項の規定により、本サービスの契約者識別番号を変更する場合には、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第12条（本サービスの利用の一時中断）

当社は、契約者から当社所定の通知方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく本サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。

第13条（契約者の氏名等の変更の届出）

1. 契約者は、氏名、名称、住所、電話番号、または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号もしくは有効期限の変更を含みます）、その他当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
2. 前項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第14条（利用契約に係わる契約の承継）

1. 契約者が相続（以下「相続等」といいます）を伴うときは相続人等は利用契約の承継を請求することができます。
2. 当社は、前項の請求があったときの取り扱いを次のとおりとします。
 - (1) 相続人等は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて当社に請求していただきます。
 - (2) 前号の場合において相続人が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。また、その際、当社は当該代表者である旨を証明する書類の提出を求める場合があります。
3. 相続人等は、承継前の契約者がその利用契約に関して有していた一切の権利および義務を承継します。
4. 当社は前項の請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。
 - (1) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、本サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。
 - (2) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が提出した決済方法登録申込書またはその確認のための書類に不備があるとき、または、決済方法登録申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (3) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、第23条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、本サービスの利用を停止されたことがあるときまたは本サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) 第2項に基づき提出された当社所定の書面またはその確認のための書類に不備があるとき、または、契約申込書の記載、届出内容に虚偽、不実の内容があるとき。
 - (6) 利用契約に係わる承継により新たに本サービスの契約者になろうとする者が、当社の他の電気通信サービスの利用において、その電気通信サービスの契約約款に定める規定により、利用停止またはその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

第15条（利用契約に係る契約の譲渡）

本約款に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の目的とすることはできません。

第16条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、利用契約を解除しようとするときは、当社が別途定める手順に従い、当社指定の通知方法によりご通知いただくものとします。解約の手続きが、毎月1日から20日までに完了した場合は、当月末日に、解約の手続きが、毎月21日から末日までに完了した場合は、翌月末日に解約となるものとします。
2. 契約者が利用契約を解約する場合、SIMカードを当社に返還するものとします。
3. 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は第6章に基づきなされるものとします。
4. 契約者は、MNPにより第三者の提供する携帯電話サービスに転出する場合、以下に同意するものとする。
 - ①お申込頂いた3日後に予約番号を発番し連絡します
 - ②予約番号は、15日間経過すると自動的に使用できなくなります。

- ③転出手数料として、金3,000円（税抜）が発生します。
- ④解約日の属する月の月額料金は、日割計算されず満額請求となります。
- ⑤転出時の解約のタイミングは、転出日の属する月の末日での解約となります。尚、回線の切替後において、SIMカードは一切利用できませんので、予めご了承頂きますようお願いいたします。

第17条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、第23条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用契約を解除することがあります。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、契約者が第23条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
3. 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができます。
4. 当社は、本条第1項または第2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第3章 SIMカードの貸与等

第18条（SIMカードの貸与）

1. 当社は、契約者に対し、SIMカードを貸与します。この場合において、貸与するSIMカードの数は、1の利用契約につき最大5とします。
2. 当社は、技術上および業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するSIMカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第19条（契約者識別番号その他の情報の登録等）

1. 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIMカードに契約者識別番号その他の情報の登録等を行います。
 - (1) SIMカードを貸与するとき。
 - (2) その他、当社のSIMカードの貸与を受けている契約者から、その契約者識別番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
2. 当社は、前項の規定によるほか、第11条（契約者識別番号）第2項の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号等の登録を行います。

第20条（SIMカードの情報消去および返還）

1. 当社は、次の場合には、当社の貸与するSIMカードに登録された契約者識別番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
 - (1) そのSIMカードの貸与に係る利用契約の解除があったとき。
 - (2) その他、SIMカードを利用しなくなったとき。
2. 当社のSIMカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、そのSIMカードを当社が別に定める方法により、速やかに返還していただきます。
3. 前項の規定によるほか、第18条（SIMカードの貸与）第2項の規定により、当社がSIMカードの変更を行った場合、契約者は、変更前のSIMカードを返還するものとします。

第21条（SIMカードの管理責任）

1. SIMカードの貸与を受けている契約者は、そのSIMカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
2. SIMカードの貸与を受けている契約者は、SIMカードについて盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
3. 当社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
4. 当社は、SIMカードの盗難、紛失または毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。
5. 契約者は、当社が契約者に対しSIMカードの再発行を行った場合、当社の請求に応じて速やかに当該費用相当額を当社に支払うものとします。

第4章 利用中止および利用停止

第22条（本サービスの廃止）

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2. キャリアの電気通信サービスの提供が、契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
3. 当社は、前各項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し事前に通知します。ただし、やむを得ない場合、または当社およびキャリア間の契約の全部または一部を廃止する場合については、この限りではありません。
4. 本条第1項の場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。

第23条（利用中止）

1. 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第26条（通信利用の制限）その他本約款の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (3) キャリアが電気通信サービスを中止したとき。
2. 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における本サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的に本サービスの利用を中止することがあります。この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。
3. 当社は、本条第1項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
4. 本条に定める本サービスの利用の中止を行なったことにより、契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第24条（利用停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が定める期間（本サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、または第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、提出していただくまでの間）、その本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、あるいは支払われないおそれがあるとき（支払期日を経過した後に支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下、本条において同じとします）。
 - (2) 本サービスに係る契約の申し込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
 - (3) 第13条（契約者の氏名等の変更の届出）に違反したとき、または第13条（契約者の氏名等の変更の届出）の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (4) 契約者が本サービスの利用において第35条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
 - (5) その他本約款に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日等をその契約者に通知します。ただし、緊急等やむを得ないときは、この限りではありません。
3. 本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第5章 通信

第25条（通信場所等の制約）

通信は、移動無線装置がキャリアの定める電気通信サービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

第26条（通信利用の制限）

1. 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置をとることがあります。
 - ・キャリアが別途定める機関が使用している契約者回線以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）。
2. 前項の規定による場合のほか、電気通信設備の安定的な運用または本サービスの円滑な提供を図るため、当社は、契約者に事前に通知することなく次の通信利用の制限を行うことがあります。この場合において、当社は、本項に規定する通信利用の制限のために必要となる通信に係る情報の収集、分析および蓄

積を行う場合があります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間または特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) パケット通信を行うために設定された契約者回線を一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (3) 契約者が第35条（利用に係る契約者の義務）第5号に規定する禁止行為を行った場合に、その通信の切断または制限を行うこと。
- (4) 一定期間内に大量または多数の通信があったと当社が認めた場合において、その契約者回線からの通信の利用を制限または中止すること。

第6章 料金等

第27条（料金に関する費用）

本サービスの利用料は、料金表別記第1表に規定するものとします。

第28条（利用料の支払義務、最低利用期間等）

1. 契約者は、利用契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日から起算して利用契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除があった日が同一の日である場合は、その日）について、料金表に規定する料金（以下、「利用料」といいます）の支払いを要します。ただし、本約款または料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。
2. 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の利用料の支払いを要します。

区別	金額
契約者の責めによらない理由により本サービスを全く利用することができない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態のことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての利用料。

3. 当社は、支払いを要しないこととされた利用料が既に支払われているときは、その利用料を返還します。
4. 利用料の日割りにについては、料金表に定めるところによります。
5. 本サービスは加入月の翌月を1ヵ月目として、12ヵ月目の末日までが最低利用期間となり、最低利用期間中に本サービスに関する契約が終了した場合、契約者は当社に対して契約解除料として10,000円（税別）を支払わなければならないものとします。また、13ヶ月目以降は、契約者から解約の意思表示がない場合、本サービスに関する契約は自動的に更新されるものとします。尚、13ヶ月目以降は、契約解除料は発生しないものとします。

第29条（ユニバーサルサービス料の支払義務）

契約者は、料金表第1表に規定するユニバーサルサービス料の支払いを要します。

第30条（料金の計算および支払い）

料金の計算方法ならびに料金の支払方法は、料金表に規定するところによります。

第31条（割増金）

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第32条（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます）について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第7章 損害賠償

第33条 (責任の制限)

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、本条において同じとします）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - (1) 料金表第1表に定める利用料に規定する料金。
 - (2) 料金表第1表で最大料金額が規定されている場合においては、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1月当たりの平均パケット通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）。
3. 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。
4. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。
5. 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第34条 (免責)

当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている内容等が変化または消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意または重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

第8章 その他

第35条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) SIMカードに登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出しし、変更し、または消去しないこと。
- (3) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、または他人の利益を害する態様でインターネット接続機能を利用しないこと。
- (4) その他以下の禁止行為に該当する行為をしないこと。
 - (ア) 他人になりすまして各種サービスを利用する行為
 - (イ) 関係法令または慣習に違反する行為
 - (ウ) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、または他人に不利益を与える行為
 - (エ) 本サービスの申込みにあたって虚偽又は不実の内容を告げる行為
 - (オ) 本サービスを自己の事業に利用する行為
 - (カ) その他、当社サービスの運営を妨げる行為

第36条 (契約者に係る情報の利用)

1. 当社は、契約者に係る氏名、名称、契約者識別番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます）で利用します。尚、当社は、本サービスに関する業務を、当社以外の任意の第三者に委託できるものとします。
2. 当社は、以下（1）に定める目的のため、当社が指定する契約（以下、「対象契約」といいます）の契約者（申込者含む）に関する個人情報、当社が加盟する個人信用情報機関（以下、「加盟個人信用情報機関」といいます）ならびに、与信業務等に関して提携する企業（以下、「提携企業」といい、加盟

個人信用情報機関と提携企業をあわせて「加盟個人信用情報機関等」といいます)に、契約者が当社に登録している情報を提供する場合があります。

(1) 目的

(ア) 契約者の対象契約に関する契約および継続可否審査

(イ) 契約者の対象契約に関する代金の支払能力調査

3. 前項に定める他、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第37条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

制定：2015年3月1日

改訂：2016年6月1日

改訂：2016年7月1日

改訂：2017年1月1日

改訂：2017年7月1日

料金表

第1条（利用料の計算方法等）

1. 利用料の計算は、この料金表に規定する税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下、同じとします）により行います。
2. 当社は、契約者がその利用契約に基づき支払う利用料のうち、基本使用料、パケット通信料およびユニバーサルサービス料等は料金月（その通信を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通信料については、その通信を開始した日を含む月を料金月とします）に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。
3. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

第2条（割引の取扱い）

契約者は、その利用契約の種別・時期により、別記に定める他、料金表第1表に規定する料金額および当社が別に定める内容および条件で割引を受けることができる場合があります。

第3条（利用料の日割り）

当社は、利用料のうち月額で定める料金について、料金表に別途定めがある場合を除き、利用日数に応じた日割り計算を行うものとします。

第4条（端数処理）

当社は、利用料その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表に別段の定めがあるときを除き、その端数を切り捨てます。

第5条（利用料の支払い）

1. 契約者は、利用料、コンビニ払込票に関する手数料およびこれにかかる消費税相当額を、当社指定の支払方法で支払うものとします。なお、当社指定の支払方法については、重要事項説明書等にてご確認ください。
2. 利用料の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、前項の規定にかかわらず、利用料について、その全部または一部の支払時期を変更することがあります。

第6条（消費税相当額の加算）

この料金表に係る利用料について支払いを要する額は、料金表に規定する税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

別記 第1表 本サービスの利用料

摘要	金額（税抜）
ベーシックプラン月額基本料	月額 2,280 円
キッズプラン月額基本料	
スタンダードプラン月額基本料	月額 1,980 円
ユニバーサルサービス料	月額 3 円
事務手数料	初回 3,000 円

- ※ ベーシックプランに標準で付帯する「GP セキュリティ for Android」「GP Wi-Fi by エコネクト」は各サービスのサービス利用規約（別紙参照）に従います。
- ※ キッズプランに標準で付帯する「GP セキュリティ for Android」「GP フィルタリング for Android」は各サービスのサービス利用規約（別紙参照）に従います。
尚、標準付帯サービスの一部又は全部のみの解約はできませんので、ご注意ください。
- ※ ユニバーサルサービス料は、総務省の定めにより価格が変動する場合がございます。
- ※ お申し込み後のプランの変更は受付できませんので、ご注意ください。
- ※ 本プランの申込台数は、1名義につき5台が上限となります。
- ※ スタンダードプランには、端末故障サポートはついておりませんので、ご注意ください。

以上

第1節 総則

第1条 約款の適用

1. 株式会社エコネクト（以下「当社」といいます）は、本約款に基づき契約（以下、その契約を「利用契約」、当社と利用契約を締結した者を「利用者」といいます）を締結の上、個人向け公衆無線 LAN 接続サービス「GP Wi-Fi by エコネクト」（以下「本サービス」といいます）を提供します。
2. 本約款は、本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社との間の本サービス利用に関わる一切の關係に適用されます。
3. 当社が当社ホームページ（そのドメインが「econnect.jp」である当社が運営するホームページをいい、理由の如何を問わずドメインまたは内容が変更された場合は、当該変更後のホームページを含みます）上で随時掲載する本サービスに関するルール、諸規定等は本約款の一部を構成するものとします。

第2条 約款の変更

1. 当社は、本約款および当社ホームページに掲載する本サービスに関するルール、諸規定、または本サービスの内容を自由に変更できるものとします。
2. 当社は、本約款または本サービスの内容を変更した場合には、利用者に当該変更内容を当社所定の方法にて通知するものとし、当該変更内容の通知後、利用者が本サービスを利用した場合または当社の定める期間内に登録取消の取手続をとらなかった場合には、利用者は本約款または本サービスの内容の変更へ同意したものとみなします。

第3条 サービス内容

本サービスのサービス内容は、以下各号のとおりとします。

- ①利用者に対し、公衆無線 LAN 接続サービス（ソフトバンクテレコム社の提供する BB モバイルポイント、ワイヤ・アンド・ワイヤレス社の提供する Wi2）に接続するための認証情報を貸与提供するサービスです。
- ②本サービスは、月額 362 円（税抜）にて提供します。

第4条 サービス内容の変更

当社は、前項に定めのない新規サービスまたは付加サービスを行うことがあります。その場合には、特に定めのない限り本約款を適用するものとします。

第5条 本サービスの停止と廃止

1. 当社は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの提供を永久的に廃止または一時的に停止することができるものとします。
 - ①当社の電気通信設備の保守または工事等のためやむを得ない場合
 - ②電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災その他の非常事態が発生し、またはその恐れがあるため、公共の利益のため緊急を要する通信を優先させる必要がある場合
 - ③電気通信事業者等が、電気通信サービスを中止した場合
 - ④その他当社が廃止または停止を必要と判断した場合
2. 当社は、本サービスを停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
3. 当社は、第1項に基づき本サービスの提供を中止した場合に利用者が被った損害について賠償の責任を負いません。
4. 当社は、やむなき事情がある場合、本サービスの一部または全部を停止または廃止することができるものとします。この場合、停止または廃止する1ヶ月前までに通知を行うものとします。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。

第6条 当社からの通知

1. 当社から利用者に対する通知は、本約款に特に定めのない限り、当社ホームページ上に通知すべき内容を掲示することにより行います。
2. 当社が利用者に対して前項記載の方法により通知した場合において、当該通知が利用者へ到達しなかったとしても、当該不到達に起因して発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

第2節 利用契約

第7条 利用契約の締結

1. 本サービスの利用申込みは、本約款を順守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます）を当社の定める方法で当社に提供することにより行うことができます（以下、この申込みを「利用者登録の申込み」といいます）。
2. 当社は、第 11 条第 1 項各号に記載する基準に従って利用者登録の申込者への本サービスの提供可否を判断し、当社または当社が指定する者が利用を認める場合には本サービスの利用に必要な接続アカウントとパスワードを電子メールにて通知するものとします。
3. 利用者登録の申込みは、必ず本サービスを利用する個人または法人自身が行わなければならない、原則として代理人による登録申請は認められません。また、利用希望者は、利用の申請にあたり、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
4. 利用契約の締結日は、当社または当社が指定する者において、本サービスの申込を受けた日とします。

第 8 条 利用契約の譲渡等

1. 利用者は、当社による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 利用者であった個人が死亡した場合、利用契約は終了するものとします。ただし、相続の開始から 14 日以内にその相続人が当社所定の書類を届出た場合、当該相続人は、利用契約上の地位を承継できるものとします。
3. 相続人が複数いる場合には、遺産分割協議等により、利用契約上の地位を承継する者は 1 人に限るものとし、前項の届出も当該相続人のみがなすものとします。
4. 利用者は、当社との利用契約において貸与されているアカウント・ID 等の情報を、他の利用者と共有、交換、譲渡することはできません。ただし共有、交換、譲渡に係る利用者の全員からの同意が当社にて確認でき、かつ、当社がそれを許可するのに相当であると認める場合はこの限りではありません。

第 9 条 利用契約の期間

本サービスの利用契約の期間は、利用契約の締結された日より開始されるものとします。

第 10 条 利用契約の解除（解約）

利用者は、所定の方法で当社に通知することにより利用契約を解除することができます。なお、利用者が、株式会社 geanee mobile との間で締結した G-Phone サービスに関する契約が終了した場合、利用契約も終了するものとします。

第 11 条 登録申請の拒絶

1. 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービスの利用申込みを承諾しないことがあります。
 - ①当社が、申込みに係るサービスの提供またはサービスに係る装置の手配・保守が困難と判断した場合
 - ②以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがある場合
 - ③登録事項の内容に虚偽記載があった場合
 - ④利用者登録の申込者が日本国内に在住していない場合
 - ⑤利用者登録の申込者が当社の社会的信用を失墜させる態様で本サービスを利用するおそれがある場合
 - ⑥利用者登録の申込者が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と認められる場合
 - ⑦その他、当社が申込みを承諾することが相当でないと認める場合
2. 前項の規定により本サービスの申込みを承諾しない場合は、速やかに申込者へその旨を通知するものとします。なお、当社は申込を承諾しない理由を開示する義務を負わないものとします。

第 3 節 登録事項

第 12 条 登録事項の変更

1. 利用者は、登録事項に変更があった場合、所定の様式により速やかに当社に対して届出るものとします。
2. 当社は、前項の変更の届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより利用者ないし第三者が被った如何なる損害についても責任を負わないものとし、同届出が遅れたことおよび同届出を怠ったことにより当社からの通知が不着・延着した場合でも通常到達すべき時期に到達したとみなすことができるものとします。
3. 利用者は、当社が利用者の登録事項を以下の目的に利用することがあることにつき、予め同意するものとします。
 - ①当社が利用者に対し、本サービスの追加若しくは変更のご案内、当社の提供するサービスに関連するキャンペーンや新機能などのご紹介、または緊急連絡の目的で通知をする場合
 - ②当社がサービス開発等の目的で本サービスに関する利用動向を調査し、特定個人の識別が不可能な形式に加工した上で、その分析結果を自ら利用し、または第三者に提供する場合
 - ③法令の規定に基づき、利用または提供しなければならない場合

④利用者から同意を得た場合

4. 当社は、法令上または業務上等のやむをえない理由によって、利用者の登録情報の一部または全部を、利用者の同意を得ずに削除することがあります。

第13条 情報の保存

1. 当社は、利用者に係る一切の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、当社はいつでもこれらの情報を削除できるものとします。なお、当社は本条に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
2. 当社は、利用者が利用契約を解除した場合でも、その解除の理由にかかわらず、当該利用者の登録事項および利用状況について直ちに削除する義務はないものとします。

第14条 本サービスの利用

1. 利用者は、有効に利用者として登録されている期間内に限り、本約款の目的の範囲内でかつ本約款に違反しない範囲内で、当社の定める方法に従い、本サービスを利用することができます。
2. 利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。
 - ①当社または第三者の著作権・商標権等の知的財産権、財産権、プライバシー権、パブリシティ権若しくは肖像権等の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - ②当社または第三者を差別若しくは誹謗中傷し、またはその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - ③詐欺、業務妨害等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為
 - ④わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に当たる画像、文書等を送信または掲載する行為
 - ⑤当社のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバ設備等に不正にアクセスする行為
 - ⑥電子メールや電子掲示板への投稿、その手段を問わず、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的としたコメントを送信する行為（スパムメール、スパム書き込み、スパムコメント等）、他社が嫌悪感を抱くコメントを送信する行為（嫌がらせメール、嫌がらせ書き込み、嫌がらせコメント等）、他社のメール受信やウェブサイトの閲覧を妨害する行為、連鎖的なコメントの転送を依頼する行為（チェーンメール、チェーン書き込み、チェーンコメント）および当該依頼に応じて同様のコメントを転送する行為
 - ⑦無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、またはこれに勧誘する行為
 - ⑧第三者の通信に支障を与える方法、または態様において本サービスを利用する行為、若しくはそのおそれのある行為
 - ⑨コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を送信、または第三者がこれらの情報を受信可能な状態のまま放置する行為
 - ⑩当社の本サービスの提供を妨害する、または妨害するおそれのある行為
 - ⑪他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されないような行為（他の利用者のID・パスワードを不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます）
 - ⑫公序良俗に反する行為およびそのおそれのある行為
 - ⑬法令に違反する行為
 - ⑭その他、当社が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為
3. 利用者は、本サービスの利用およびその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、利用者による本サービスの利用に関連または起因して、他の利用者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該利用者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。
4. 当社は、本サービスにおける利用者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると当社が判断した場合には、利用者に事前に通知することなく、当該情報の全部または一部を削除することができるものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置によって利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

第15条 帯域の制御

当社は、当社のサービス提供に支障が出ると判断した場合には、当社所定の通信手段を用いて行う通信について、当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

第4節 利用料金

第16条 利用料金と請求期間

本サービスの利用料金額は、第3条第1項第2号に定めるとおりとします。

第17条 支払期限

料金算定基準日を毎月1日とし、毎月の利用料金を、特段の定めがない限り、その月の末日までに支払うものとします。

第 18 条 支払方法

1. 支払方法は、当社が指定する方法とします。
2. 支払いに関して当社が知り得た情報について、当社は、当社と秘密保持契約を締結した業務委託先会社との間で随時情報の交換を行うものとし、必要な場合は、当社は利用者に対して他の支払方法による利用料金の支払を求めることができるものとし、

第 5 節 利用者の責務

第 19 条 ID・パスワードの管理

1. 利用者は本サービスの利用に関して当社が発行した ID およびパスワードについて、利用者自身が再設定した後であっても、当社の承諾なく第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように管理し、設定しなければなりません。
2. 利用者が前項の規定に反し、当社の業務遂行に著しい支障を及ぼすかまたはそのおそれがあると当社が判断した場合、当社は発行したパスワードの変更等必要な措置を取ることがあります。
3. ID 等の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用者が負うものとし、利用者の故意または過失の有無を問わず、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、前項の規定により必要な措置を取ることには、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急のためやむを得ない場合はこの限りではありません。
5. 利用者の ID 等を用いて本サービスの利用が開始された場合、その後ログアウトまでの一連の通信は ID 等が付与された利用者自身の正当な権限をもって行われているものとみなし、利用者はその利用に係る利用料金等を負担するものとし、
6. 利用者は、ID 等が盗まれ、または第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとし、

第 20 条 設備の維持・管理

1. 利用者が本サービスを利用するために必要となる設備については、利用者が自ら準備し、利用者の費用と責任において維持するものとし、これを怠ったことによって利用者に発生した不利益について、当社は一切その責を負わず、また利用料金の返還などの義務を負わないものとし、
2. 接続を提供するサービスにおいては、次の各号の理由により通信の伝送速度が低下若しくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または本サービスが全く利用できない状態となることがありますが、これに関して利用者は十分に理解し、了解した上で契約するものであり、当社は一切その責を負わず、また利用料金の返還などの義務を負わないものとし、
 - ①回線距離および基地局設備の設備状況
 - ②他の通信サービスに係る電気通信回線設備からの信号漏洩による電波障害および電波干渉等
 - ③電気製品および特殊医療機器等からの電磁波等の発生による電波障害および電波干渉等
 - ④遮蔽物による電波障害
 - ⑤平常利用の範疇にて発生する輻輳状態による通信速度低下
3. 当社は、技術上やむを得ない理由等により、事前の通知なく、無線基地局設備を点検または全部若しくは一部を移設、増設または減設することがあります。

第 21 条 自己責任の原則

1. 利用者は、本サービスを使用して行なった、自己の行為およびその結果について、責任を負います。
2. 利用者が本サービスを使用して第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任と費用をもって解決するものとし、当社に損害を与える行為を行わないものとし、
3. 当社は、本サービスを使用することにより利用者に発生した損害の全てに対し、本書面に明示的に定める場合を除き、いかなる責任も負わないものとし、かつ、損害を賠償する義務はないものとし、
4. 利用者は、本約款に違反することにより、または本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
5. 利用者が、本サービスに関連して他の利用者その他の第三者からクレームを受けまたはそれらの者との間で紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、利用者の費用と責任において当該クレームまたは紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その結果を当社に報告するものとし、
6. 利用者による本サービスの利用に関連して、当社が、他の利用者やその他の第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、利用者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀なくされた金額を賠償しなければなりません。

第 6 節 違反等

第 22 条 違反等

1. 当社は、第 14 条第 2 項各号または次に掲げる事由に該当する場合には、事前に通知または催告することなく、当該利用者に対する本サービスの提供を一時停止、または利用契約を解除することができます。

- ①利用料金の支払が遅延した場合
- ②登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合
- ③当社あるいは他の利用者、または第三者に損害を生じさせるおそれのある目的または方法で本サービスを利用した、または利用しようとした場合
- ④手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害した場合
- ⑤支払停止若しくは支払不能、または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- ⑥自ら振出し、若しくは引受けた手形または小切手につき、不渡りの処分を受けた場合
- ⑦差押、仮差押、仮処分、強制執行または競売の申立てがあった場合
- ⑧租税公課の滞納処分を受けた場合
- ⑨その他、当社が利用者としての登録の継続を適当でないと判断した場合
2. 同一の利用者が再度の契約を求める場合、当社より遅延損害金と契約解除の諸手数料を請求できるものとします。
3. 登録が取り消された場合、利用者は当社に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
4. 当社は、本サービスを停止する場合には、利用者に対して事前に、その旨ならびに理由および期間を通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
5. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用者になされた損害について一切の責任を負いません。
6. 本条に基づき利用者の登録が取り消された場合、利用者は、当社の指示に基づき、当社から提供を受けていた場合、当社から提供を受けた本サービスに関連するソフトウェア、マニュアルその他の物につき、当社指定の方法によって返還、廃棄その他の処分を行うものとします。

第 23 条 クレーム等

1. 利用者が第 14 条第 2 項各号に規定する禁止事項に該当する行為を行ったと当社が認めた場合、当該利用者に対し、次の措置の全部または一部を講ずることができます。
 - ①第 14 条第 2 項各号に規定する禁止事項に該当する行為を止めるよう要求
 - ②第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求
 - ③本サービスを利用してインターネット上に掲載した情報を削除するよう要求
 - ④事前に通知することなく、利用者または利用者の関係者が本サービスを通じてインターネット上に掲載した情報の全部若しくは一部を第三者が閲覧できない状態に置くこと
 - ⑤本サービスの利用停止
 - ⑥利用契約を解除
 - ⑦当社が支払いを余儀なくされた金額の請求
2. 前項に基づき本サービスの利用を停止または利用契約を解除する場合、前条の各項の規定を準用します。

第 24 条 登録取消に伴う損害賠償

1. 利用者またはその代理人、使用人その他利用者の関係者が本約款に違反する行為をなし、当社に損害を与えた場合、利用者は当社に対し、その損害を賠償しなければなりません。
2. 第 22 条に基づき利用者への本サービスの利用を停止した場合、必要な工事費用などの諸経費を賠償しなければなりません。

第 7 節 秘密保持

第 25 条 秘密保持

1. 本約款において「秘密情報」とは、本約款または本サービスに関連して、当社または利用者が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示されたか、または知り得た、相手方に関する技術、営業、業務、財務または組織に関する全ての情報を意味します。ただし、下記の各号の 1 に該当するものは、秘密情報から除外するものとします。
 - ①相手方から提供若しくは開示がなされたときまたは知得したときに、既に一般に公知となっていた、または既に知得していたもの
 - ②相手方から提供若しくは開示または知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの
 - ③提供または開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの
 - ④秘密情報によることなく単独で開発したもの
 - ⑤相手方から秘密保持の必要な旨書面で確認されたもの
2. 当社および利用者は、秘密情報を本サービスの目的のみに利用するとともに、相手方の承諾なしに第三者に相手方の秘密情報を提供、開示または漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、当社は、利用者の登録事項その他の顧客情報に関しては、当社の他の業務に利用し、また、当社の子会社（当社が 50%以上の株式または持分を有する会社を意味します）または当社と秘密保持に関する契約を締結した第三者に対し、提供または移転することができるものとします。

4. 第2項の定めにも拘わらず、当社および利用者は、法律、裁判所または政府機関の強制力を伴う命令、要求または要請に基づき、秘密情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求または要請があった場合、速やかにその旨を相手方に通知しなければなりません。
5. 当社および利用者は、秘密情報を記載した文書または磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に相手方に承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
6. 当社および利用者は、相手方から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、相手方の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載または包含した書面その他の記録媒体物およびその全ての複製物を返却または廃棄しなければなりません。

第26条 通信の秘密の保護

1. 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。
2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充たされた場合には、当該開示請求の範囲で、それぞれ前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、利用者が第14条第2項各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛または緊急避難に該当すると認められる場合には、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ利用者の通信の秘密に属する情報の一部を提供することができます。

第27条 個人情報等の保護

1. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、利用者の個人情報を「個人情報の取扱いについて」に記載する利用目的の範囲内で利用します。
3. 当社は業務を円滑に進めるため、当社の関係会社、取次店、取引先などに対して必要な範囲内で個人情報を提供または委託することがあります。この場合、当社は、当社の関係会社、取次店、取引先との間で個人情報の取扱いに関する契約の締結をはじめ、適切な監督を実施します。
4. 当社は次の各号を除き、利用者本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。なお、通信の秘密に該当する情報については、前条の規定に従って対応するものとします。
 - ①利用者本人の同意がある場合
 - ②利用者の本サービスの利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で金融機関に個人情報を開示する場合
 - ③裁判官の発付する令状により強制処分として捜査・押収などがなされる場合
 - ④法律上の照会権限を有する公的機関からの照会がなされた場合、その他法令に基づいて提供する場合

第8節 雑則

第28条 免責

1. 当社は、この約款で特に定める場合を除き、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。ただし、利用者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 利用者が本サービスを利用するにおいて発生した第三者との紛争に関しては、利用者が自らその責任において解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

第29条 保証の否認

1. 当社は、本サービスにつき如何なる保証も行うものではありません。さらに、利用者が当社から直接または間接に本サービスまたは他の利用者に関する情報を得た場合であっても、当社は利用者に対し本約款において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
2. 利用者は、本サービスを利用することが、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、利用者による本サービスの利用が、利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、利用不能または変更、利用者のメッセージまたは情報の削除または消失、利用者の登録の取消、本サービスの利用によるデータの消失または機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して利用者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 当社ホームページから他のホームページへのリンクまたは他のホームページから当社ホームページへのリンクが提供されている場合でも、当社は、当社ホームページ以外のホームページおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、無線 LAN 通信の利用に関し、当社の電気通信設備（当社が別に定める相互接続点（専用回線等接続サービス契約に基づく当社と当社以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続

点)に接続する当社保有の電気通信設備)を除き、無線 LAN 提供事業者の相互接続点(協定事業者が定める相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点または専用回線等接続サービス契約に基づく、無線 LAN 提供事業者と、無線 LAN 提供事業者以外の電気通信事業者との間の接続に係る電気通信設備の接続点)等を介し接続している、電気通信設備に係る通信の品質を保証することはできません。

6. 当社は、インターネットおよびコンピュータに関する技術水準、通信回線等のインフラストラクチャーに関する技術水準およびネットワーク自体の高度な複雑さにより、現在の一般的技術水準をもっては本サービスに瑕疵のないことを保証することはできません。
7. 当社は、本約款等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
8. 当社は、本約款の変更により利用者が有する設備の改造または変更等を要することとなった場合であっても、その費用を負担しないものとします。
9. 当社は、前条および本約款に明示的に定める場合の他、利用者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第 30 条 権利帰属

当社ホームページおよび本サービスに関する所有権および知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本約款に定める登録に基づく本サービスの利用許諾は、当社ホームページまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。利用者は、いかなる理由によっても当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これに限定されません)をしないものとします。

第 31 条 完全合意

本約款は、本約款に含まれる事項に関する当社と利用者との完全な合意を構成し、口頭または書面を問わず、本約款に含まれる事項に関する当社と利用者との事前の合意、表明および了解に優先します。

第 32 条 損害賠償の制限

1. 当社の責に帰すべき事由により、利用者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、当社は、当社が当該利用者における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 ヶ月の基本料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、利用者の請求により利用者に現実に発生した損害の賠償に応じます。ただし、当社が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長をもって損害の賠償に代えさせていただきます。
2. 電気通信事業者等の提供する電気通信役務に起因して利用者が利用不能となった場合、利用不能となった利用者全員に対する損害賠償総額は、当社がかかる電気通信役務に関し当該電気通信事業者等から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて利用者の損害賠償の請求に応じるものとします。

第 33 条 分離可能性

本約款のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社および利用者は、当該無効若しくは執行不能の条項または部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項または部分の趣旨並びに法律的および経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第 34 条 営業の譲渡

当社が本サービスの営業を他社に譲渡した場合には、当該営業譲渡に伴い利用契約上の地位、本約款に基づく権利および義務並びに利用者データの登録事項その他の顧客情報を当該営業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用者は、かかる譲渡につき本条において予め同意したものとします。

第 35 条 存続規定

次の各号に記載する規定は、利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

- ① 第 8 条(利用契約の譲渡等)
- ② 第 13 条(情報の保存)
- ③ 第 14 条(本サービスの利用) 第 4 項
- ④ 第 18 条(支払方法)
- ⑤ 第 19 条(ID・パスワードの管理) 第 3 項
- ⑥ 第 22 条(約款違反等) 第 3 項、第 5 項、第 6 項
- ⑦ 第 27 条(個人情報等の保護)

⑧第 29 条（保証の否認）

⑨第 30 条（権利帰属）

第 36 条 消費者契約法に基づく修正

当社と利用者との利用契約が消費者契約法第 2 条第 3 項に定める消費者契約に該当する場合、本約款のうち、当社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとし、当社はかかる規定に定める利用者に発生した損害が当社の債務不履行若しくは不法行為または瑕疵担保責任に基づく場合には、損害の事由が生じた時点から過去に遡って 1 年の期間に利用者から現実に受領した本サービスの利用料金の総額を上限として、損害賠償責任を負うものとしします。

第 37 条 協議解決

当社および利用者は、本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとしします。

第 38 条 準拠法および管轄裁判所

1. 本約款および利用契約は、日本の法律に従って作成したものと見なされ、また、日本の法律に従って解釈されるものとしします。
2. 本約款に基づく利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所としします。

2013 年 12 月 16 日制定

2015 年 1 月 22 日改訂

GP セキュリティ for Android 利用規約

第1条 (規約の適用)

1. 株式会社 geanee mobile (以下「当社」といいます。) は、GP セキュリティ for Android 利用規約(以下「本規約」といいます。) を定め、これにより「GP セキュリティ for Android」サービス(以下「本サービス」といいます。) を提供します。
2. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、本規約が変更された後の本サービスの利用に係る料金やその他の提供条件は、変更後の本規約によります。
3. 変更後の本規約は、当社の指定するウェブサイトに掲載した時点から効力が生じるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
会員	当社と本契約を締結している者をいいます。
本契約	当社から、本サービスの提供を受けるための契約をいいます。
本サービス	本ソフトウェア及び本ソフトウェアに関するサポートを提供するサービスの総称をいいます。
本ソフトウェア	ウェブルート株式会社が使用許諾する Android セキュリティアプリ「ウェブルート セキュアエニウェア モバイル プレミア」をいいます。
プロダクトキー	会員とその他の者を識別するために用いられる符号をいいます。

第3条 (本サービス)

1. 当社は、権利者から本ソフトウェアの販売に関する許諾を受けて、会員に対し、本サービスを提供します。
2. 本ソフトウェアを Android 端末にインストールする過程でアカウント作成が必要となり、アカウント作成の際に、入力した情報(電子メールアドレス、パスワード等)は、ウェブルート株式会社に送信されます。
3. 会員は、本ソフトウェアの利用に際しては、ウェブルート株式会社の定めるウェブルートモバイルソフトウェアライセンス契約等に同意していただく必要があります。

第4条 (利用契約の単位)

本サービスは、1 ライセンスで、最大1台のアンドロイド端末で利用することができます。

第5条 (プロダクトキー)

1. 会員は、プロダクトキーを第三者に対して譲渡、貸与、使用許諾、共用、開示してはならないものとします。
2. 会員は、会員のプロダクトキーにより本サービスが利用されたときには、当該利用行為が会員自身の行為であるか否かを問わず、会員自身の利用とみなされることに同意するものとします。
3. 会員は、自己のプロダクトキーの管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該会員のプロダクトキーが第三者に利用されたことによって当該会員が被る損害については、当該会員の故意過失の有無に関わらず、一切責任を負わないものとします。

第6条 (本サービスの利用制限)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの利用制限を行うことができます。
 - (1) 本サービスのシステムについて故障、保守、メンテナンスを行う場合。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が困難であると判断した場合。
 - (3) 会員が、次条第1項の各号に該当する行為を行った場合。
 - (4) 当社が業務上やむを得ないと判断した場合。

2. 前項により当社が本サービスの利用制限を行った場合、当社は会員に対し何ら責任を負わないものとします。

第7条（本サービスの変更）

1. 当社は、当社の事情により、本サービスの変更ができるものとします。
2. 前項により当社が本サービスを変更した場合、当社は会員に対し何ら責任を負わないものとします。

第8条（本サービスの終了）

1. 当社は、会員に事前に通知又は公表することにより、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとします。
2. 前項により当社が本サービスを終了した場合、当社は会員に対し何ら責任を負わないものとします。

第9条（契約の解除）

会員は、所定の方法で当社に通知することにより本契約を解除することができます。なお、会員が、当社との間で締結した G-Phone サービスに関する契約が終了した場合、本契約も終了するものとします。

第10条（免責）

当社は、本ソフトウェアの利用により会員に損害が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第11条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第12条（準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠します。

第13条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約又は本サービスに関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

平成27年3月1日 制定

GP フィルタリング for Android 使用許諾契約書

本使用許諾契約書は、「GP フィルタリング for Android」（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を購入されたお客様（個人または法人を問いません。）と株式会社 geanee mobile（以下、「弊社」といいます。）との間に締結される法的な契約書です。

弊社は、お客様が本使用許諾契約書の内容に同意される場合に限り、本ソフトウェアを使用することを許諾します。お客様は、本ソフトウェアをインストール、複製、使用することによって（ダウンロードによる購入の場合は、製品の購入手続きにおいて、本契約書に「同意する」を押下（クリック）された時点で）、本使用許諾契約書の条項に同意し、使用許諾契約が成立したものとみなしますので、その前に本使用許諾契約書をよくお読みください。お客様が本使用許諾契約書の内容に同意されない場合、弊社は、本ソフトウェアを使用することを許可いたしません。なお、ダウンロード販売という性質上、同意のうえご購入された製品の返品・返却は一切できませんのでご注意ください。

第1条（使用権の許諾）

弊社は、本契約記載の条件に従い、本ソフトウェアに関し、お客様が自己所有するスマートフォンないしタブレット（以下、「端末」といいます。）における以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利をお客様に対して許諾します。

- ① 特定の端末（1ライセンスにつき1台に限る）上で本ソフトウェアを使用する権利
- ② 本ソフトウェアの媒体破損時に備え、バックアップ用に複製を1つ作成する権利（ダウンロードによる購入の場合を除く）

第2条（著作権等）

1. 本ソフトウェアおよびマニュアルに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的所有権は弊社および本ソフトウェアの開発会社に独占的に帰属します。
2. お客様は、弊社の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェア、マニュアルおよび本ソフトウェアのライセンスを第三者へ賃貸、貸与、販売または譲渡できないものとし、かつ、本ソフトウェア、マニュアルおよびライセンスに担保権を設定することはできないものとします。加えて、お客様は、弊社の書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアおよびライセンスを使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。また、ウイルス等を使用して本ソフトウェアの動作を妨害したりする行為、ロボット、スパイダー等の自動的な手段を用い、本ソフトウェアにアクセスする事を禁じます。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、弊社は当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。
4. お客様は、第1条2号の場合を除き、弊社の文書による同意なしに、本ソフトウェアを複製すること（媒体からハードディスクへの複製、本ソフトウェアを含むアーカイブの作成、ネットワークへの送信などを含む）はできません。
5. 本ソフトウェアには、オープンソースライセンス下に置かれているソフトウェアまたはこれを改変したもの（以下「オープンソースソフトウェア」といいます。）が含まれる場合があります。オープンソースソフトウェアは、かかるオープンソースソフトウェアに適用されるライセンスの条件に従ってライセンスが付与されます。本規約は、かかるオープンソースソフトウェアに適用されるライセンスの諸条件に基づく利用者の権利を制限するものではなく、それに代わる権利を付与するものでもありません。

第3条（保証および責任の限定）

1. 弊社は、前項の場合を除き、本ソフトウェア、マニュアルまたは第4条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、弊社は、本ソフトウェアもしくはマニュアルの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはマニュアルの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。

2. 弊社は、第4条1項および2項に記載されるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、同社からお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
3. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはマニュアルの使用、サポートサービスならびに第4条3項および4項によりサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して弊社は一切の責任を負いません。
4. 本契約のもとで、理由の如何を問わず弊社がお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の100%を上限とします。（月額課金契約の場合、本ソフトウェアの12か月分を上限とします。）

第4条（サポートサービス）

1. 弊社は、同社が定める手続に従ってユーザ登録を行ったお客様に対し、当該ユーザ登録の日からライセンスが有効である期間中は、電話またはメールによるサポートサービスを提供いたします。
2. お客様は、前項記載のユーザ登録の内容に変更が生じた際には、弊社に対し遅滞なく届出を行うものとします。
3. サポートサービスの提供に関する弊社の義務は、本条1項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、弊社は、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
 - ① 弊社が定める手続に従ったユーザ登録を行っていないお客様
 - ② 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
 - ③ サポートサービスの有効期間にないお客様
 - ④ 本ソフトウェアを、日本語以外の言語に対応するオペレーティングシステムとともに使用しているお客様
 - ⑤ 本ソフトウェアに関する内容でない質問のあるお客様
4. 弊社は、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
 - ① システムの緊急保守を行うとき
 - ② 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
 - ③ 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
 - ④ 上記以外の緊急事態により、弊社がシステムを停止する必要があると判断するとき
5. 前各項にかかわらず、弊社は、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。

第5条（契約の解除）

1. お客様は、所定の方法で当社に通知することにより利用契約を解除することができます。なお、利用者が、当社との間で締結したG-Phoneサービスに関する契約が終了した場合、利用契約も終了するものとします。
2. お客様が本契約に違反した場合、弊社は本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアルおよびクーポンコードを一切使用することができません。
3. この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
4. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、マニュアル、クーポンコードおよびそのすべての複製物を弊社へ返却するかまたは破棄するものとします。

第6条（守秘義務）

1. お客様は、①本契約記載の内容、および、②本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのクーポンコード、サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワードならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含む）につき、弊社の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏えいしないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示など正当な理由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合には弊社に対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、下記各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
 - ① 開示を受けた時に既に公知である情報
 - ② 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

- ③ 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
 - ④ 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
 - ⑤ 弊社の機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第7条（一般条項）

1. お客様は、弊社の事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアを日本国外へ持ち出すことはできないものとします。理由の如何を問わず、弊社からお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含むが、これに限られない）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、特段の特約がない限り本契約の締結以前にお客様と弊社との間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、弊社は、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。
3. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定日：平成 27 年 5 月 1 日